

# 院内感染防止対策取組事項

## 1. 感染防止対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は、患者様やご家族をはじめ、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を基本とした感染対策を遵守しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施します。また、病院内外の感染症情報を収集し、院内感染の危険及び発生に迅速に対応します。

感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図り、感染対策上の不備や不十分な点を改善します。

## 2. 感染対策に関する取組み事項

### 1) 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、院内感染対策委員会を設置しています。

委員会は月1回を基本として必要時には随時開催します。

更に、実働部隊として感染制御チーム『ICT』を設置し、週1回のラウンドを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。

### 2) 院内感染対策教育に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年2回以上開催しています。

また、各部署に院内感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

### 3) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、検査室から各部署に知らせ、注意喚起を行います。

院内感染対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

### 4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICTが速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底を行い、感染拡大を防止します。

状況は随時、病院管理者に報告されます。

届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告します。地域の医療機関や保健所と速やかに連携します。

### 5) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。